

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月22日

【会社名】 G F A 株式会社

【英訳名】 GFA Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 高木 良

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目2番15号

【電話番号】 (03)6432-9140（代表）

【事務連絡者氏名】 経営企画部 主任 西野 麻衣

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山二丁目2番15号

【電話番号】 (03)6432-9140（代表）

【事務連絡者氏名】 経営企画部 主任 西野 麻衣

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 6,471,880円  
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権  
の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合 646,573,880円  
算した金額  
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき  
金額の合計額は、当初行使価額ですべて  
の新株予約権が行使されたと仮定した場  
合の金額であります。行使価額が修正ま  
たは調整された場合には、新株予約権の  
行使に際して払い込むべき金額の合計額  
は増加または減少します。また、新株予  
約権の行使期間内に行使が行われない場  
合及び当社が取得した新株予約権を消却  
した場合には、新株予約権証券の発行価  
額の総額に新株予約権の行使に際して払  
い込むべき金額の合計額を合算した金額  
は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	23,620個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	6,471,880円
発行価格	新株予約権1個につき274円(新株予約権の目的となる株式1株当たり2.74円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年9月9日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	G F A 株式会社 経営企画部 東京都港区南青山二丁目2番15号
払込期日	2019年9月9日(月)
割当日	2019年9月9日(月)
払込取扱場所	みずほ銀行 本郷支店 東京都文京区本郷三丁目34番3号

- (注) 1. 本有価証券届出書によるG F A 株式会社 第3回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る発行は、2019年8月22日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、全部を三田証券株式会社(以下「割当予定先」といいます。)に割当てます。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の性質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,362,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇または下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、本新株予約権の行使価額は本欄第2項のとおり修正され、行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加または減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準：下記「注2 本新株予約権の行使の効力発生時期等」に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が136円(以下「下限行使価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限：136円(本新株予約権の発行に係る決議日前日終値の50%、但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。)</li> <li>5. 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は2,362,000株(2019年3月31日現在の発行済株式総数(9,787,300株)に係る議決権数(94,861個)に対する割合は、24.90%)、割当株式数は100株で確定している(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)</li> <li>6. 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限(下限行使価額)にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。): 327,703,880円(但し、本新株予約権の全部または一部は行使されない可能性がある。)</li> <li>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部または一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>G F A 株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,362,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は当社普通株式100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math></li> <li>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> <li>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</li> </ol>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初271円とする。</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。以下同じ。)以降、または係る発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行または付与する場合(但し、当社またはその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員または使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降または(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(2)号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により(調整前行使価額 - 調整後行使価額)} \times \text{当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$
-----------------------	---

新株予約権の行使時の払込金額	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、係る調整を行うものとする。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>646,573,880円</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が修正された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加または減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2019年9月10日から2021年9月9日までとする。但し、係る期間の最終日が営業日でない場合にはその直前の営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認められた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。営業日とは、日本の法令に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</li> <li>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません</li> <li>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行 本郷支店 東京都文京区本郷三丁目34番3号</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過(2019年12月9日)以降いつでも、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり274円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</li> <li>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり274円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</li> <li>3. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合または上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日または上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり274円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

## (注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

## 2. 本新株予約権の行使の効力発生時期等

本新株予約権の行使請求の効力は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

## 3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。また、当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

## 4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目的事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
646,573,880	4,940,000	641,633,880

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額6,471,880円と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の640,102,000円を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、資本金の増加の登記に係る登録免許税等3,000,000円、新株予約権の評価算定費用1,500,000円、弁護士費用150,000円、印刷会社費用290,000円等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
5. 調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて資金を管理いたします。

### (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
不動産物件(京都ホテル)に関する取得資金の一部	320百万円	2019年9月から2019年11月
不動産物件(札幌ホテル)に関する取得資金の一部	320百万円	2019年10月から2020年1月

本新株予約権発行による上記差引手取概算額641,633,880円については、下記のとおり充当することを計画しております。

京都ホテルの取得資金の一部として320百万円を2019年9月から2019年11月に充当することを計画しております。京都ホテルについては2019年5月27日付で開示しました「(開示事項の変更)不動産の取得に関するお知らせ(京都ホテル)」にて、建物竣工時期を2019年8月予定としておりましたが、工期に遅れが生じており、2019年9月から2019年11月の完成となる見込みとなっております。また、取得代金支払日及び物件引渡日については、建物竣工時期の遅れや昨今の一部の金融機関による不動産不正融資等が社会問題化されたことにより、不動産業者に対する金融機関の対応状況が変化しており資金調達に一定期間を要する見込みであることから、2019年9月から2019年11月に取得代金(残代金)を支払い、物件の引渡しを受ける見込みです。

札幌ホテルの取得資金の一部として320百万円を2019年10月から2020年1月に充当することを計画しております。札幌ホテルについては2018年10月12日付で開示しました「不動産の取得に関するお知らせ(札幌ホテル)」にて、取得代金の支払日及び物件引渡日を2019年10月31日としておりましたが、上記京都ホテル同様、資金調達に一定期間を要する見込みであり、2019年10月から2020年1月に取得代金(残代金)を支払い、物件の引渡しを受ける見込みです。

なお、株価の下落等により、本新株予約権の行使が進まず、資金調達が支出予定時期に間に合わなかった場合には、一時的に当社手持ち資金等を充当することもあります。

## &lt; 第1回新株予約権(2017年6月22日決議)の充当状況 &gt;

## 第三者割当による第1回新株予約権の発行

割当日	2017年7月10日
発行新株予約権数	19,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価格	新株予約権1個につき1,547円(総額30,166,500円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,184,566,500円(差引手取概算額1,120,601,500円) (内訳) 新株予約権発行分: 30,166,500円 新株予約権行使分: 1,154,400,000円
割当先	Ibuki Japan Fund
募集時における発行済み株式数	8,113,800株
当該募集による潜在株式数	1,950,000株
現時点における行使状況	16,735個が行使済みであり、2,765個については取得し消却しております。(注)1
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	不動産物件に関する取得資金 2017年10月から2019年6月 (注)2

(注) 1. 2018年9月14日付で公表した「新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、2,765個について取得及び消却しております。

差引手取額は調達資金1,184百万円から発行諸費用54百万円及び消却分164百万円を除いた966百万円となっております。

2. 2018年3月16日付で公表した「第1回新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」のとおり、資金使途を変更しております。さらにその後の充当結果は以下のとおりとなっております。

(百万円)

具体的な使途	前回開示金額	実績	増減
不動産物件に関する取得資金	840	719	121
ファンドへの関係強化を目的とした出資	110	0	110
その他投融資資金	170	247	77
合計金額	1,120	966	154

(注) 1. 不動産物件に関する取得資金は、優良物件が想定より不足したため121百万円の減少となりました。

2. ファンドへの関係強化を目的とした出資は、出資時に予約権行使残高が不足していたため、使用できず自己資金にて出資しました。

3. その他投融資資金は、不動産物件に関する資金が減少した分を充てることにより77百万円の増加となりました。

4. 結果として資金使途合計は154百万円の減少となりました。

## &lt; 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 &gt;

## (1) 募集の目的及び理由

当社グループは、金融サービス事業(ファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業、不動産投資事業)及びサイバーセキュリティ事業を主たる事業として取り組んでおります。

当社グループにおける中長期的な経営戦略として、当社グループは創業来、不動産流動化・証券化に関するストラクチャリング業務を中心とした金融サービスを提供してまいりました。今後もその創業来培った金融サービス力をベースに、「人材」・「資金」といった経営資源の活用を通じ事業領域及びサービスの幅を広げていくことを目指しております。

しかしながら、2020年3月期第1四半期における業績は、売上高112百万円、営業損失61百万円、経常損失72百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失78百万円を計上し、現金及び預金の残高としては352百万円となりました。また、2019年3月期において親会社株主に帰属する当期純損失277百万円を計上していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。



そのような中、当社グループにおける対処すべき課題を収益基盤の安定化と認識し、当面の事業戦略として「収益不動産の残高拡充」、「不動産、金融にかかわる新たな事業展開」に注力し、安定的な収益基盤を築いていく方針を掲げており、収益向上の余地がある物件やホステル、商業施設等のオペレーションが重要になってくる物件の取得を行ってまいりました。

具体的には、これまでに「WISE OWL HOSTELS SHIBUYA」を第1号物件として取得し、「ラ・フォーレ神戸」、「京都ホステル」、「札幌ホステル」と収益不動産の取得をすすめてまいりました。

当社は、2017年12月21日に開示した京都ホステルの購入資金(残金・諸経費)及び2018年10月12日に開示した札幌ホステルの購入資金(残金・諸経費)を、金融機関からの借入により調達することを計画し、金融機関との間で協議を進めてまいりました。しかしながら、昨今の一部の金融機関による不動産不正融資等が社会問題化されたことにより、不動産業者に対する金融機関の対応状況が変化していること、また、今回取得する物件がホステルという新たな業態であることから物件価値に対し50%~60%程度の融資額となることから、必要となる資金の一部をエクイティファイナンスにて調達することといたしました。

## (2) 資金調達方法の選択理由

以下に記載した(本新株予約権の主な特徴)を踏まえ、以下に述べる(検討の経緯)により、当社は、本新株予約権による資金調達が当社のニーズを満たす現時点での最良の方策であると判断し、その発行を決議いたしました。

### (本新株予約権の主な特徴)

#### < 当社のニーズに応じた特徴 >

過度な希薄化の抑制が可能なこと

以下のとおり、株式価値の過度な希薄化を抑制することが可能であると考えております。

- ・本新株予約権については、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、そのため、本新株予約権に係る潜在株式の総数が2,362,000株(2019年3月31日現在の発行済株式総数9,787,300株の24.13%)と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。

株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・本新株予約権の行使価額は、当初271円(発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の水準)であり、本新株予約権が行使される都度、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合は、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものの、下限行使価額が136円(発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%の水準)(但し、調整されることがあります。)に設定されており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式が上記水準を下回る価格で売却される蓋然性が小さいこと

#### < 本新株予約権の主な留意事項 >

本新株予約権には、主に、下記 から に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記及び に記載したメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

本新株予約権の下限行使価額は、上記 に記載のとおり、136円(発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%の水準)(但し、調整されることがあります。)に設定されているため、株価水準によっては早期に資金調達できず、また、場合によっては本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われず、期待していた金額より資金調達額が減少する、または期待していた金額の資金調達が全く実現できない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、資金調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

割当予定先に対して本新株予約権の行使を義務付けるものではないため、調達完了までに時間がかかる可能性があり、さらに、場合によっては本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われず、期待していた金額より資金調達額が減少する、または期待していた金額の資金調達が実現できない可能性があります。

当社は、行使可能期間の末日において割当予定先から残存する本新株予約権の買取りを行う義務を負います。但し、本新株予約権1個当たり買取価額はその発行価額と同額となります。

今回の資金調達は、上記「募集の目的及び理由」に記載のとおり、京都ホテル及び札幌ホテルの購入資金に充当し、収益不動産の取得を行うことにより、安定収益の獲得や収益不動産の売却による収益の獲得を目的としております。当該購入資金の資金調達方法の選択肢としては、金融機関からの借入が考えられますが、当該不動産はホテルという新たな業態であることから物件価値に対し50%～60%程度の評価額となり、また、昨今の一部の金融機関による不動産不正融資等が社会問題化されたことにより、不動産業者に対する金融機関の引き締めから、当該必要資金の融資を引き受ける金融機関を見つけることが困難な状況です。当社は、上記理由により金融機関からの借入による当該必要資金の全額の資金調達を選択肢とすることが困難な状況であることから、当該必要資金に対し金融機関の評価額との差額の資金調達を実現するためには、資本市場からの資金調達が望ましい方法であると判断いたしました。

エクイティ・ファイナンスによる資金調達としては、新株予約権の第三者割当以外にも、当社普通株式の第三者割当、当社普通株式の公募増資、転換社債型新株予約権付社債及び株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行が選択肢として考えられます。

しかしながら、公募増資については、一度に全株を発行することにより、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあることに加え、今回の資金調達の検討の中で具体的な提案を証券会社から受けることはなく、資金調達の選択肢とはなり得ませんでした。

転換社債型新株予約権付社債については、株価の下落時には社債に付された新株予約権の行使による社債の株式への転換が進まず定期的な金利の支払いが必要となり当社の財政状態への影響が懸念されます。今回はこの手法での具体的な提案先を見つけることができませんでした。

MSCBは、それに付された新株予約権の行使により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという性質を有しているため、新株予約権の行使が実際に行われるまで交付される株式総数が確定しないため、株式価値の希薄化の割合が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きく、既存株主に大きな影響を与えるというデメリットがあります。このようなデメリットがあるため、当社としては、MSCBの発行は資金調達の選択肢から外しました。

今回の資金調達の目的は、収益不動産の購入資金(残金・諸経費)であることから、短期間で確実に必要な資金を調達することが当社にとって最善の方法であります。

この点、新株予約権による資金調達は、株価の下落時にはその行使が進まず、期待していた資金調達が実現できないというデメリットがあります。このような新株予約権による資金調達のデメリットを鑑みると、新株予約権による資金調達は、最善の方法とは言えず、むしろ、短期間で確実に資金を調達することができる当社普通株式の第三者割当による資金調達がより好ましい手段といえます。しかしながら、現時点では、第三者割当による当社普通株式の発行による方法で、この度の資金調達を実施することを可能とする投資家を見つけることはできませんでした。

そこで、当社は、次善の策として、行使価額修正条項付の新株予約権の発行による資金調達方法を選択することとしました。まず、当社普通株式を引き受ける投資家を見つけることができなかつた以上、資金調達方法につき投資家にとっての受入可能性を勘案せざるを得ないところ、新株予約権は、当社普通株式に投資する場合と比較すると投資家が一時期に投資に必要な資金を限定することができます。また、新株予約権の行使価額の修正により、株価下落の局面においても、一定の範囲においては新株予約権の行使が可能となり、資金調達に応じる投資家にとっての受入可能性を高めることができます。他方、投資家にとっての受入可能性のみならず、当社にとっても、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、次のようなメリットがあると考えております。すなわち、単なる新株予約権による資金調達と比較すると、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、株価下落の局面であっても、設定された行使価額の下限を株価が上回っている場合には、行使価額の修正により、資金調達額は想定された額よりも減少するものの一定の資金調達を実現できる可能性があります。また、株価上昇の局面では、行使価額の修正により資金調達額が増加するというメリットを享受することができます。

さらに、当社普通株式を発行する場合と異なり、株式価値の希薄化の進展が複数回に分れた段階的なものとなり、株式価値の過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっており、株価への影響も軽減され漸次的なものとなり、既存株主の利益にも十分に配慮したものとなっております。また、本新株予約権の行使による交付株式数は一定であり、MSCBと異なり、株価の下落局面において当初の想定より交付株式数が増加し更なる希薄化が生じる可能性はありません。但し、上記のとおり、新株予約権による資金調達においては、発行会社は投資家による行使を強制することはできず、また、投資家による新株予約権の行使による払込みにより初めて資金調達が実現されるため、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、株価の下落時には、期待していた金額より資金調達額が減少する、または期待していた金額の資金調達が実現できないというデメリットは否定できません。

以上の点から、現時点においては当社のニーズを満たす最良の資金調達手段であると当社は判断し、第三者割当による行使価額修正条項付の本新株予約権の発行による資金調達を行うこととしました。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### a . 割当予定先の概要

名称	三田証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町3番11号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 三田 邦博
資本金額	500,000,000円
事業の内容	金融商品取引業、貸金業、金銭債権の売買業務、生命保険の募集に関する業務、不動産の賃貸業務、宅地建物取引業
主たる出資者及びその出資比率	三田 邦博 55.00% 三田 真梨子 21.01% M&Y STARS GLOBAL PET. LTD. 17.15%

#### b . 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引等の関係	該当事項はありません。

#### c . 割当予定先の選定理由

当社は、2017年6月22日に公表した「第三者割当による第1回新株予約権の発行に関するお知らせ」以後、複数の証券会社・投資会社から営業活動を通じて資金調達提案を受けました。当社としては、当初、間接金融による資金調達を行うべく金融機関等と協議を進めてまいりましたが、上記「募集の目的及び理由」に記載のとおり、間接金融のみでは必要資金の全額を調達することができないことから、従前より提案のあった証券会社等の資金調達に関する提案をもとに、当該提案の内容を含め、公簿増資、MSCB等の各資金調達方法について、上記「資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討いたしました。当社としては、2019年6月頃に、当社代表取締役が割当予定先より営業活動を通じて提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達できる点から当社のニーズに合致すると判断いたしました。また、当社は、割当予定先が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が本スキームによる引き受けを数多く実行していることから、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

#### d . 割り当てようとする株式の数

三田証券株式会社

新株予約権の目的となる株式の数 2,362,000株

#### e . 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

当社は、割当予定先との間で協議を行った際に、割当予定先より以下の点につき確認を得ております。

- ・割当予定先は経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的とすること。
- ・割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、純投資の方針に基づき保有し、長期間保有する意図を有していないこと、及び割当予定先は、当社株式を売却する場合には市場動向を勘案しながら適時適切に行う方針であること。
- ・割当予定先は、自己資金をもって、本新株予約権を取得するものであり、本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金を有していること。

また、割当予定先は証券会社であり、自己の商品有価証券勘定にて本新株予約権または本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を保有し、適宜市場内で売却を行いつつ、本新株予約権の権利行使を実施する方針である旨、口頭にて確認しております。従って、当社普通株式の株式価値の希薄化は市場取引高に応じて徐々に進捗することとなり、急速には進みにくいと予想されます。

なお、割当予定先による本新株予約権の行使については、下記「hその他 制限超過行使の禁止」記載の措置に基づいて行われます。

#### f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が金融商品取引法第46条の4に基づき公表する2019年3月期「業務及び財産の状況に関する説明書」及び2019年6月度の残高試算表により、本新株予約権の発行価額の払込金額を上回る資金を保有していることを確認いたしました。新株予約権の権利行使資金につきましても、同社から本新株予約権の権利行使で取得した当社新株を直ちに売却し、次の新株予約権の行使代金に充当する方針であることの説明を受けており、同社が制限超過行使の禁止に該当する当社発行済上場株式の10%相当の本新株予約権の行使に対応できる資金を保有していることを確認いたしました。以上により、当社は割当予定先の本第三者割当の払込みに要する資金について問題ないものと判断しております。

#### g．割当予定先の実態

割当予定先は金融商品取引業者としての登録を行い、東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、また、日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に参加しております。割当予定先は、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係を遮断すること等を定め、役員に周知徹底するとともに、これを公表しております。また、当社は、割当予定先が「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取り組みを行っていることを割当予定先からのヒアリング等により確認しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

#### h．その他

当社は、本新株予約権に係る割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本第三者割当契約を締結いたします。

##### 制限超過行使の禁止

- (a)当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせない。
- (b)割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- (c)割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

##### 譲渡制限

割当予定先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要とします。割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先は、当社の本新株予約権の行使指定に対応する義務等、本第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

##### 取得条項

当社は、発行日から3ヶ月経過後、本新株予約権の発行要項に従って、取締役会の決議により本新株予約権の全部または一部を取得することができます。

##### 行使可能期間の末日における本新株予約権の買取り

当社は、行使可能期間の末日において、本新株予約権1個当たりその発行価額と同額で割当予定先の保有する残存する本新株予約権を買い取ります。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。但し、当社が割当予定先との間で締結する本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認を要する旨が定められます。なお、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢 元)に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要綱等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した一定の前提(本新株予約権の行使価額、本新株予約権の行使可能期間、当社普通株式の株価(271円)、ボラティリティ(49.82%)、リスクフリーレート(-0.291%)、配当率(0%))を置き、本新株予約権の価格の評価を実施しています。

当社は、当該機関が上記前提条件をもとに算定した評価額(本新株予約権1個につき274円)を参考に、割当予定先と協議を経て、2019年8月22日開催の取締役会において、本新株予約権の1個の払込金額を上記評価額と同額の274円と決定いたしました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の直前取引日(2019年8月21日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(271円)とし、その後の行使価額は、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である136円(発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%)を下回ることはありません。当初行使価額は、発行決議日の直前取引日までの直近1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値293円に対して7.5%のディスカウント、発行決議日の直前取引日までの直近3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値313円に対して13.4%のディスカウント、発行決議日の直前取引日までの直近6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値310円に対して12.5%のディスカウントとなります。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価算定手法として一般的に用いられるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しました。

以上のことから、当社の監査役3名全員(うち社外監査役3名)より、本新株予約権の算定には、当社及び割当予定先とも契約関係がなく独立した立場であると認められた第三者評価機関が評価を行っていること、本新株予約権の価額算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して第三者評価機関から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を払込金額に決定していることにより、発行条件が特に有利な金額ではなく、法令に違反する重大な事実は認められず適法である旨の意見を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は最大2,362,000株(議決権数23,620個)であり2019年3月31日現在の当社発行済株式総数9,787,300株(議決権数94,861個)を分母とする希薄化率は最大24.13%(議決権の総数に対する割合は24.90%)に相当し、大規模な希薄化の基準となる25%以上の希薄化とはならないものの、相当規模の希薄化が生じます。

しかしながら、当社は、「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり本新株予約権により調達した資金を当社の主力事業である不動産投資事業に充当する予定であり、事業収益を拡大することはもとより、新たな事業機会を獲得することで業績拡大につながり、企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去3ヶ月における1日当たり平均出来高は70,806株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。

一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数 2,362,000株を、権利行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)で行使売却するとした場合の1日当たりの株数は9,640株(直近平均3ヶ月平均出来高の13.6%)となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。従って、本新株予約権による資金調達に係る当社株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

従って今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
合同会社CP1号匿名組合口	東京都港区新橋5-7-12	2,760,000	29.10	2,760,000	23.29
三田証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町 3-11	-	-	2,362,000	19.94
ツバメ工業株式会社	愛媛県四国中央市市川之 江町2415	521,000	5.49	521,000	4.40
萩島宏	東京都目黒区	195,000	2.06	195,000	1.65
加納明	愛知県豊田市	147,100	1.55	147,100	1.24
佐々木尊光	島根県松江市	101,300	1.07	101,300	0.85
藤本信一郎	京都府城陽市	100,000	1.05	100,000	0.84
株式会社広共	広島県広島市中区本通9- 30	100,000	1.05	100,000	0.84
三菱UFJモルガンスタンレー証券 株式会社	東京都千代田区丸の内2- 5-2	92,100	0.97	92,100	0.78
UBS AG HONG KONG (常任代理人 シティバンク・エ ヌ・エイ東京支店)	AESCHENVORSTADT 1CH, BASEL, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6-27- 30)	70,000	0.74	70,000	0.59
計	-	4,086,500	43.08	6,448,500	54.42

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2019年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

3. 「割当後の所有議決権数」及び「割当後の議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2019年3月31日現在の総議決権数94,861個に、本新株予約権が全て行使された場合において発行される株式に係る議決権の数23,620個を加えて算出しております。

4. 割当予定先である三田証券株式会社の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の第18期有価証券報告書及び第19期第1四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2019年8月22日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年8月22日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第18期有価証券報告書の提出日(2019年6月27日)以降、本届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2019年6月27日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、2019年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月24日

##### (2) 決議事項の内容

議案 取締役4名選任の件

取締役として、高木良氏、田中満氏、中山厚氏、武藤弥氏を選任する。

##### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
議案 取締役4名選任の件 高木 良	42,996	374	0	(注) 1	可決 99.1
田中 満	43,007	363	0		可決 99.1
中山 厚	43,004	366	0		可決 99.1
武藤 弥	43,013	357	0		可決 99.1

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

##### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

#### 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第1四半期)	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	2019年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

#### 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年 6月27日

G F A 株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人元和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 川 俊 介 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG F A 株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G F A 株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### その他の事項

会社の2018年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2018年6月22日付けで無限定適正意見を表明している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、G F A 株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、G F A 株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年 6月27日

G F A 株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人元和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 川 俊 介 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG F A 株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G F A 株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### その他の事項

会社の2018年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2018年6月22日付けで無限定適正意見を表明している。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月13日

G F A 株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人元和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 川 俊 介

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているG F A 株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、G F A 株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。